

＊北海道公報

目次

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

規則

告示

○北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	(地域福祉課)	二三
○身体障害者福祉法による医師の指定	(障害者保健福祉課)	三二
○身体障害者福祉法による更生医療を担当させる医療機関の指定	(障害者保健福祉課)	三二
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	三三
○土地改良事業の施行の同意	(土地改良指導課)	三三
○土地改良事業の工事の完了の届出	(土地改良指導課)	三三
○肥料の登録	(流通対策課)	三三
○生産事業者の登録の内容の変更の届出	(森林整備課)	三四
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	三四
○公共測量の実施の通知	(建設部総務課)	三四
○公共測量の終了の通知	(建設部総務課)	三五
○道路の区域の変更	(道路整備課)	三五
○道路の供用の開始(二件)	(道路整備課)	三五
○道路の区域の変更及び供用の開始(二件)	(道路整備課)	三六
○公有水面の埋立ての免許	(砂防災害課)	三七
○海岸保全区域の指定の一部改正(二件)	(砂防災害課)	四〇
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村公共下水道の代行業業の一部完了	(公園下水道課)	四一
○補助金等の交付に関する権限の委任の一部改正	(出納局総務課)	四一
○知事表彰の受賞者	(人事課)	四二
○地域森林計画の樹立	(森林計画課)	四二
○地域森林計画の変更	(森林計画課)	四二
○道立中央水産試験場告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		四二
○道立稚内水産試験場告示		

○特定調達契約に係る落札者等の公示

道教育庁網走教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示

道教育庁十勝教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示

道教育庁釧路教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示

道選挙管理委員会告示

○政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正(二件)

道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示

公布された規則のあらまし

◇北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(規則第三号)

一 趣旨及び内容

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の制定にかんがみ、公共交通機関の施設に係る整備基準について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、平成十四年五月十五日から施行することとした。

規則

北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年一月十一日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第三号

北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

北海道福祉のまちづくり条例施行規則(平成九年北海道規則第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「(十八)」を「(十七)」に改め、同条第二号中「四の項」を「五の項」に改め、同条第三号中「建築物で」を「建築物又は同表の二の項に掲げる公共交通機関の施設で、」

平成十四年二月十一日 金曜日

に改める。

第九条第三号中「四の項」を「五の項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「三の項」を「四の項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 別表第一の一の二の項に掲げる公共交通機関の施設で床面積の合計が二千平方メートル以上のもの

別表第一の一の項中「(十三)」を削り、「(十四)」を「(十三)」とし、「(十五)」を「(十四)」とし、「(十六)」を「(十五)」とし、「(十七)」を「(十六)」とし、同項(十八)中「(十六)」を「(十五)」に改め、同項中「(十八)」を「(十七)」とし、「(十九)」を「(十八)」とし、「(二十)」を「(十九)」とし、同表中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

二 公共交通機関
関の施設
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する施設で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

別表第二の一の表の三の項中「(十四)」を「(十三)」に改め、同表の四の項中「(十六)まで、(十八)及び(二十)」を「(十五)まで、(十七)及び(十九)」に、「(十七)及び(十九)」を「(十六)及び(十八)」に改め、同表の七の項中「(十九)」を「(十八)」に、「(十四)」を「(十三)」に改める。

別表第二の二の表中「(建築物に該当する部分を除く。)」を削り、同表の二の項の口中「注意喚起用床材」を「ホームドア、さく、注意喚起用床材その他の視覚障害者の転落又は進入を防ぐための設備」に改め、同表の三の項を次のように改める。

三 通路

(一) 通路は、一の建築物の表の二の項の(一)、(二)及び(三)のイに定める構造とし、かつ、障害者、高齢者等が円滑に通行できるよう必要に応じ、誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。この場合において、通路が傾斜路であるときは、次に定める構造とすること。

イ 両側に手すりを設けること。

ロ 側桁又は地覆は、五センチメートル以上立ち上げること。

(二) 公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)と車両等の乗降口との間には、移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準(平成十二年運輸省建設省令第10号)第四条に定める基準を満たす経路(以下「移動円滑化された経路」とい

う。)を、乗降場ごとに一以上設けること。

別表第二の二の表の四の項中「三の項」を「十の項」に改め、同項を同表の十一の項とし、同表の三の項の次に次のように加える。

四 階段

階段を設ける場合は、一の建築物の表の三の項のロからニまでに定める構造とし、かつ、次に定める構造とすること。
イ 両側に手すりを設けること。
ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。

ハ 階段の上端及び下端に近接する通路並びに踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

ニ 側桁又は地覆は、五センチメートル以上立ち上げること。

五 便所

便所を設ける場合は、一の建築物の表の五の項に定める構造とし、かつ、次に定める構造とすること。

イ 便所の出入口付近に男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

ロ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口には、当該便房が設けられていることを示す標識を設けること。

ハ 車いす使用者用便房には、障害者、高齢者等が円滑に利用できる水洗器具を設けること。

ニ 男子用床置き式小便器を設ける場合は、当該小便器に手すりを設けたものを一以上設けること。

ホ 移動円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち一以上は、移動円滑化された経路と同等の構造とすること。

六 カウンター等

カウンター等を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できる構造のカウンター等を一以上設けること。

七 案内設備

(一) 車両等の運行(運航を含む。)に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(二) 昇降機、便所又は乗車券等販売所(以下この項及び別表第四の二の表の七の項において「昇降機等」という。)の付近には、当該昇降機等があることを表示する標識を設けること。

(三) 公共交通路に直接通ずる出入口(鉄道駅にあつては、当該出入口又は改札口)の付近には、次に掲げる案内設備を備えること。

八 乗車券等販売所、待合室及び案内所（以下「乗車券等販売所等」という。）	イ 昇降機等の配置を表示した案内板その他の設備（当該設備を容易に視認できる場合を除く。） ロ 公共交通機関の施設の構造及び昇降機等の配置を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備
九 券売機	（一）乗車券等販売所等に出入口を設ける場合は、一の建築物の表の一の項に定める構造の出入口を一以上設けること。 （二）移動円滑化された経路と乗車券等販売所等との間における通路のうち一以上は、移動円滑化された経路と同等の構造とすること。
十 休憩設備	券売機を設ける場合においては、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造の券売機を一以上設けること。 障害者、高齢者等の休憩の用に供する設備を一以上設けること。 ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

別表第三公共交通機関の施設（建築物に該当する部分を除く。）の項中「（建築物に該当する部分を除く。）」を削り、「道の位置」の下に「建築物の位置」を加え、「床の高低」を「間取り、各室の用途、床の高低」に改める。

別表第四の一の表の二の項中「十六」を「十五」に改め、同表の三の項中「十四」を「十三」に、「十九」を「十八」に改め、同表の四の項中「十六まで、十八及び二十」を「十五まで、十七及び十九」に、「十七及び十九」を「十六及び十八」に改め、同表の七の項中「十九」を「十八」に、「十四」を「十三」に改め、同表の十六の項中「十二及び十三」を「及び十二」に改める。

別表第四の二の表中「（建築物に該当する部分を除く。）」を削り、同表の二の項の口中「注意喚起用床材」を「ホームドア、さく、注意喚起用床材その他の視覚障害者の転落又は進入を防ぐための設備」に改め、同表の三の項を次のように改める。

三 通路	（一）通路は、一の建築物の表の二の項の（一）、（二）及び（三）のイに定める構造とし、かつ、障害者、高齢者等が円滑に通行できるよう、誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。この場合において、通路が傾斜路であるときは、一の建築物の表の二の項の（五）のホ及び（六）に定める構造とすること。 （二）公共用通路と車両等の乗降口との間には、移動円滑化された経路を、乗降場ごとに一以上設けること。
------	--

別表第四の二の表の四の項中「三の項」を「十の項」に改め、同項を同表の十一の項とし、同表の三の項の次に次のように加える。

四 階段	階段を設ける場合は、一の建築物の表の三の項の二からトまで及び（一）に定める構造とし、かつ、次に定める構造とすること。 イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。 ロ 階段の上端及び下端に近接する通路並びに踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。
五 便所	便所を設ける場合は、一の建築物の表の五の項に定める構造とし、かつ、次に定める構造とすること。 イ 便所の出入口付近に男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限り。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。 ロ 車いす使用者用便房には、障害者、高齢者等が円滑に利用できる水洗器具を設けること。 ハ 移動円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち一以上は、移動円滑化された経路と同等の構造とすること。
六 カウンター等	カウンター等を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できる構造のカウンター等を一以上設けること。
七 案内設備	（一）車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 （二）昇降機等の付近には、当該昇降機等があることを表示する標識を設けること。 （三）公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅にあつては、当該出入口又は改札口）の付近には、次に掲げる案内設備を備えること。 イ 昇降機等の配置を表示した案内板その他の設備 ロ 公共交通機関の施設の構造及び昇降機等の配置を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備
八 乗車券等販売所等	（一）乗車券等販売所等に出入口を設ける場合は、一の建築物の表の一の項の（一）のハに定める構造とし、かつ、次に定める構造の出入口を一以上設けること。 イ 幅は、内法を八十センチメートル以上とすること。 ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、障害者、高齢者等が

	容易に開閉して通過できる構造とすること。 (二) 移動円滑化された経路と乗車券等販売所等との間における通路のうち一以上は、移動円滑化された経路と同等の構造とすること。 券売機を設ける場合においては、障害者、高齢者等が円滑に利用
九 券売機	

十 休憩設備	できる構造の券売機を一以上設けること。 障害者、高齢者等の休憩の用に供する設備を一以上設けること。 ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
--------	---

別記第二号様式その二を次のように改める。

その2 (公共交通機関の施設用)

公 共 的 施 設 基 礎 的 基 準 整 備 計 画 (変 更) 表

整 備 項 目	基 礎 的 基 準 の 内 容	設 計 内 容	適 合 状 況
1 改札口	イ 内法 ^{の1)} 80cm以上	(内法寸法) cm	合・否
	ロ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	ハ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	ニ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
2 乗降場	ロ 縁端に、ホームドア、さく、注意喚起用床材の敷設		合・否
	ハ 両端に、転落防止のさくの設置		合・否
	イ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	ロ 段を設ける場合は、(1)の階段の構造		合・否
3 通 路	ハ 内法幅 ^{の1)} 120cm以上	(内法寸法) cm	合・否
	ニ 必要に応じ、誘導用床材及び注意喚起用床材又は音声誘導装置の敷設		合・否
	ホ 傾斜路の場合は、(2)の傾斜路の構造		合・否
	ヘ 移動円滑化経路の設置		合・否
(1) 階 段	イ 手すりの設置		合・否
	ロ 回り段を設けない		合・否
	ハ 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
	イ 両側に手すりの設置		合・否
(2) 傾斜路	ロ 5cm以上の側桁又は地覆の設置	(寸法) cm	合・否

4 階 段	イ 両側に手すりの設置			合・否
	ロ 手すりの端部付近に点字のはり付け			合・否
	ハ 回り段を設けない			合・否
	ニ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ		(仕上げ材)	合・否
	ホ 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造		(講じた措置)	合・否
	ヘ 階段の上端及び下端に近接する通路並びに踊り場の部分に注意喚起用床材の敷設			合・否
	ト 5cm以上の側桁又は地覆の設置		(寸法) cm	合・否
	イ 出入口付近に男女の区別及び構造を示す点字案内板の設置			合・否
	ロ 移動円滑化経路との間の通路は、移動円滑化経路と同等の構造			合・否
	(1) 車いす使用者用便房の設置		(設置数)	合・否
5 使 所	イ 車いす使用者用便房の設置		(設置数)	合・否
	ロ 車いす使用者用便房及び便所の出入口の内法幅80cm以上		(内法寸法) cm	合・否
	ハ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造		(開閉方式)	合・否
	ニ 段がない		(最大段差) cm	合・否
	ホ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ		(仕上げ材)	合・否
	ヘ 出入口に車いす使用者用便房の標識			合・否
	ト 障害者、高齢者等の円滑な操作が可能な水洗器具の設置			合・否
	(2) 男子用小便器(1以上)		(設置数)	合・否
	イ 床置き式小便器の設置		(設置数)	合・否
	ロ 手すりの設置		(設置数)	合・否
6 カウンター等	車いす使用者が円滑に利用できるカウンター等の設置		(設置数)	合・否
	イ 運行情報に関する文字表示及び音声設備の設置		(講じた措置)	合・否
7 案内設備	ロ 昇降機、便所又は乗車券等販売所付近に標識の設置		(設置数)	合・否
	イ 運行情報に関する文字表示及び音声設備の設置		(講じた措置)	合・否

(1) 公共用通路に直接通ずる出入口付近	イ 昇降機、便所又は乗車券等販売所の配置を表示した案内設備の設置	(設置数)	合・否
	ロ 施設の構造及び昇降機、便所又は乗車券等販売所の配置を示す点字案内板の設置	(設置数)	合・否
8 乗車券等販売所等	イ 出入口を設ける場合は、(1)の出入口の構造		合・否
	ロ 移動円滑化経路との間の通路は、移動円滑化経路と同等の構造		合・否
	(1) 出入口		
	イ 内法幅 ^{①)} 80cm以上	(内法寸法) ^{①)} cm	合・否
	ロ 戸を設ける場合は、障害者、高齢者等が容易に開閉し通過可能な構造	(開閉方式)	合・否
	ハ 車いす使用者の通行の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
9 券売機	障害者、高齢者等が円滑に利用できる券売機の設置	(設置数)	合・否
10 休憩設備	障害者、高齢者等の休憩設備の設置	(設置数)	合・否

※記入欄

- 備考 1 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容等を記入してください。
- 2 「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 1から10までに掲げる整備項目以外の部分がある場合は、建築物用の公共的施設基礎的基準整備（変更）表の該当部分に記入してください。
- 4 ※印欄は、記入しないでください。
- 5 変更の場合は、変更に係る整備項目について記入してください。

別記第九号様式その二を次のように改める。

その2 (公共交通機関の施設用)

公 共 的 施 設 誘 導 的 基 準 整 備 計 画 表

整 備 項 目	誘 導 的 基 準 の 内 容	設 計 内 容	判 定
1 改札口	イ 内法幅90cm以上	(内法寸法) cm	合・否
	ロ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	ハ 粗面又はぬれにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	ニ 粗面又はぬれにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
2 乗降場	イ 縁端に、ホームドア、さく、注意喚起用床材の敷設		合・否
	ハ 両端に、注意喚起用床材の敷設		合・否
	ニ 両端に、転落防止のさくの設置		合・否
	イ 粗面又はぬれにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
3 通 路	ロ 段を設ける場合は、(1)の階段の構造		合・否
	ハ 内法幅180cm以上（二人の車いす使用者がすれ違うことのできる部分を末端及び50 m 以内に設置する場合、140cm以上）	(内法寸法) cm	合・否
	ニ 誘導用床材及び注意喚起用床材又は音声誘導装置の敷設		合・否
	ホ 傾斜路の場合は、(2)の傾斜路の構造		合・否
(1) 階 段	ヘ 移動円滑化経路の設置		合・否
	イ 内法幅150cm以上	(内法寸法) cm	合・否
	ロ けあげ寸法16cm以下	(寸法) cm	合・否
	ハ 踏面寸法30cm以上	(寸法) cm	合・否
	ニ 両側に手すりの設置		合・否
	ホ 回り段を設けない		合・否
	ヘ 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
	ト 5 cm以上の側桁又は地覆の設置	(寸法) cm	合・否
	イ 両側に手すりの設置		合・否
(2) 傾斜路			

		(寸法)	cm	合・否
4 階 段	ロ 5 cm 以上の側桁又は地覆の設置			合・否
	イ 両側に手すりの設置			合・否
	ロ 手すりの端部付近に点字のはり付け			合・否
	ハ 回り段を設けない			合・否
	ニ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)		合・否
	ホ 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)		合・否
	ヘ 階段の上端及び下端に近接する通路並びに踊り場の部分に注意喚起用床材の敷設			合・否
5 便 所	ト 5 cm 以上の側桁又は地覆の設置	(寸法)	cm	合・否
	イ 出入口付近に男女の区別及び構造を示す点字案内板の設置			合・否
(1) 車いす使用者用便房のある便所	ロ 移動円滑化経路との間の通路は、移動円滑化経路と同等の構造			合・否
	イ 階の便房の総数 (車いす使用者用便房の設置)	階 (総数) (うち設置数)		合・否
		階 (総数) (うち設置数)		合・否
		階 (総数) (うち設置数)		合・否
	ロ 車いす使用者用便房及び便所の出入口の内法幅80 cm 以上	(内法寸法)	cm	合・否
	ハ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造	(開閉方式)		合・否
	ニ 車いす使用者用便房のない便所は、車いす使用者用便房のある便所に近接して設置 (近接していない場合は、腰掛便座及び手すり付便房の設置)	(講じた措置)		合・否
	ホ 出入口に車いす使用者用便房の表示	(表示方法)		合・否
	ヘ 段がない	(最大段差)	cm	合・否
	ト 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)		合・否

	チ の設置		合・否
(2) 男子用小便器	手すり付き床置き小便器の設置	階 (総数)	合・否
		階 (総数)	合・否
		階 (総数)	合・否
6 カウンター等	車いす使用者が円滑に利用できるカウンター等の設置	(設置数)	合・否
7 案内設備	イ 運行情報に関する文字表示及び音声設備の設置	(講じた措置)	合・否
	ロ 昇降機、便所又は乗車券等販売所付近に標識の設置	(設置数)	合・否
	(1) 公共用通路に直接通ずる出入口付近	イ 昇降機、便所又は乗車券等販売所の配置を表示した案内設備の設置 ロ 施設の構造及び昇降機、便所又は乗車券等販売所の配置を示す点字案内板の設置	合・否 (設置数) 合・否
8 乗車券等販売所等	イ 出入口を設ける場合は、(1)の出入口の構造		合・否
	ロ 移動円滑化経路との間の通路は、移動円滑化経路と同等の構造		合・否
	(1) 出入口	イ 内法幅 ^㉗ 80cm以上 ロ 戸を設ける場合は、障害者、高齢者等が容易に開閉し通過可能な構造 ハ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(内法寸法) ^㉗ cm (開閉方式) (最大段差) cm 合・否 合・否 合・否
9 券売機	障害者、高齢者等が円滑に利用できる券売機の設置	(設置数)	合・否
10 休憩設備	障害者、高齢者等の休憩設備の設置	(設置数)	合・否

※記入欄

- 備考 1 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容等を記入してください。
- 2 「判定」欄及び※印欄は記入しないでください。
- 3 1から10までに掲げる整備項目以外の部分がある場合は、建築物用の公共的施設誘導的基準整備計画表の該当部分に記入してください。

附 則
この要綱は、平成十四年五月十五日から施行する。

指 示

北海道告示第21号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成14年1月11日

氏 名	診 療 科 目	従 業 場 所	指 定 年 月 日
中原 学史	内 科	社会福祉法人北海道社会事業協会帯広病院	平成13.12.13
日下 貴文	外 科	士幌町国民健康保険病院	同
川崎 剛	脳 神 経 外 科	社会福祉法人北海道社会事業協会帯広病院	同
重盛 基厚	内 科	医療法人文雄会そうべつ温泉病院	同
本庄 恭楠	内 科	医療法人護仁会聖ヶ丘病院	同
神島 真人	内 科	医療法人護仁会聖ヶ丘病院	同
宮本 礼子	内 科	医療法人社団延山会苫小牧澄川病院 老人保健施設苫小牧健樹園	同
野崎 道雅	脳 神 経 外 科	日 鋼 記 念 病 院	同
三宅 三	内 科	医療法人聖仁会森病院	同
寺山亜希子	科	科	同
田中 吉則	泌 尿 器 科	いわない眼科クリニック	同
佐々木 盛	外 科	砂 川 市 立 病 院	同
木村 雅美	外 科	奈井江町立国民健康保険病院	同
		北海道済生会小樽北生病院	同

東野 清	内科・消化器科	東野内科消化器クリニック	同
三比 和美	内 科	積丹町立国民健康保険診療所	同
九津見圭司	整 形 外 科	丁A北海道厚生連俱知安厚生病院	同
池田 由弘	内 科	勤 医 協 余 市 立 診 療 所	同
田口 浩之	内 科	江 別 市 立 病 院	同
信太 知	小 児 科	江 別 市 立 病 院	同
鳥海 廣樹	内 科	社会福祉法人北海道社会事業協会余市病院	同

木村 慎	泌 尿 器 科	総合病院浦河赤十字病院	同
木下 貴正	眼 科	深 川 市 立 総 合 病 院	同
井関 憲一	小 児 科	深 川 市 立 総 合 病 院	同
北村 寛	泌 尿 器 科	八 雲 市 立 総 合 病 院	同
石井 秀幸	耳 鼻 咽 喉 科	立 士 別 総 合 病 院	同
小林 功	内 科	医療法人臨生会吉田病院	同
副島 和典	循 環 器 科	北 海 道 立 釧 路 病 院	同

北海道告示第22号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定により、更生医療を担当させる医療機関を次のとおり指定した。

平成14年1月11日

名	称	所	在	地	北海道知事 堀 達 也	指 定 年 月 日
夕張市立総合病院	夕張市杜光6番地				担当すべき医療の種類 腎臓に関する医療	平成14. 1. 1
さくら歯科・矯正歯科	伊達市舟岡町208-27				歯科矯正に関する医療	同

やまぐち矯正歯科	帯広市空港南町南10線通33番91	歯科矯正に関する医療	平成14. 1. 1
あおぞら調剤薬局	北見市高柴西町1丁目1番35号	—	同
有限会社タカタ薬局	広尾町本通6丁目	—	同
サントタ薬局	広尾町公園通南4丁目1番地	—	同
ひかり薬局網代町店	伊達市網代町2番地2	—	同

北海道告示第23号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成14年1月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年1月11日

地区名	事業の種類	縦覧場所	北海道知事 堀 達也
上別保速野	一般農道整備 (広域関連)	北海道釧路支庁	
太田第1	同	(集乳農道) 同	

北海道告示第24号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成13年12月27日、土幌町の行う土地改良 (北開東地区基盤整備促進 [基盤整備] (農道)) 事業の施行に同意した。

平成14年1月11日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第25号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成14年1月11日

事業主体名	地区名	事業の種類	北海道知事 堀 達也
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)
			その他の規格

幕別町	明野	栄2	災害復旧 (農業用施設)	平成12.12.19
池田町	東清	台見	同	同 12.12.15
同	信二	同	同	同 12.11.30
同	豊頃	里取	同	同 12.12.15
同	幌岡	1	同	同 13. 2.20
同	大幌	2	同	同 13. 2.14
同	美栄	同	同	同 13. 1.10
同	本別	同	同	同 12.12.20
同	東本	同	同	同
同	東仙	同	同	同
同	美里	同	同	同
同	美里別西上1	同	同	同
浦幌町	合川	流	同	12.12.25
同	富川	1	同	13. 1.30
同	富川	2	同	同 12.12.20
同	瀬川	同	同	同 12.12.25
同	稲瀬	同	同	同 13. 1.30
同	平瀬	同	災害関連	同 12.11.30
同	清水町	多羽	基盤整備促進 [基盤整備] (農道)	同 12.12.25
同	大樹	下石	同	同 12.12.12
同	相生	同	同	同 12.11.25
同	相生	同	排水)	同 9.10.31
同	花川	同	基盤整備促進 [基盤整備] (農道)	同 12.10.31
同	居村	同	同	同
同	鶴居	同	同	同 13.12. 6

北海道告示第26号

肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第7条の規定により、次の肥料を登録した。

平成14年1月11日

北海道知事 堀 達也

生産者	産地	業所	登録年月日
名	名	名	

北 海 道 第2837号	副産動物質肥料	副産動物質肥料 8－5	窒素全量 りん酸全量	8.0 5.0	含有を許され る有害成分の 最大量は、公 定規格のとお り	株式会社 扶相	河西郡芽室町西2条5丁目2番地7	平成13.12.26
北 海 道 第2838号	蒸 製 毛 粉	フエザーミール	窒素全量	6.0	該当なし	日本ホワイトファーム株式会社	青森県上北郡横浜町字林尻102番地100	同
北 海 道 第2839号	副産石灰肥料	エコガーラ	アルカリ分	50.0	含有を許され る有害成分の 最大量は、公 定規格のとお り	北海道衛生工業株式会社	札幌市中央区南1条西8丁目9番地1	同

北海道告示第27号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり生産事業者の内容に変更があった旨の届出があった。

平成14年1月11日

登録番号	変更事項	変更前の登録内容	変更後の登録内容
北海道 3263	氏名又は名称 及び住所	有限会社 小野種苗緑化園 川上郡標茶町字ルラソ24 番地15	有限会社 小野種苗緑化園 川上郡標茶町桜14丁目40番 地
	事業所の名称 及び所在地	有限会社 小野種苗緑化園 川上郡標茶町字ルラソ24 番地15	有限会社 小野種苗緑化園 川上郡標茶町桜14丁目40番 地

北海道告示第28号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年1月11日

1(1)	解除予定保安林の所在 場所	北海道知事 堀 達 也 芽部郡砂原町字場中305の1・305の4・305の5（以上3 筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)	保安林として指定され た目的	風害の防備
(3)	解除の理由	砂防施設用地とするため （「次の図」は、省略し、 その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び砂原町役場に 備え置いて縦覧に供する。）

2(1)	解除予定保安林の所在 場所	静内郡静内町字真歌60の2（次の図に示す部分に限る。）
(2)	保安林として指定され た目的	公衆の保健
(3)	解除の理由	農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び静内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1)	解除予定保安林の所在 場所	静内郡静内町字真歌60・60の2（以上2筆について次の図 に示す部分に限る。）
(2)	保安林として指定され た目的	土砂の流出の防備
(3)	解除の理由	農道用地とするため （「次の図」は、省略し、 その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び静内町役場に 備え置いて縦覧に供する。）

4(1)	解除予定保安林の所在 場所	白糠郡白糠町底路37の347、37の348
(2)	保安林として指定され た目的	霧害の防備
(3)	解除の理由	河川管理施設用地とするため

北海道告示第29号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年1月11日

- | | | | | | |
|---|------|---------------------------|-------|---|----|
| 1 | 作業種類 | 公共測量（3級基準点） | 北海道知事 | 堀 | 達也 |
| 2 | 作業期間 | 平成13年12月21日から平成14年1月31日まで | | | |
| 3 | 作業地域 | 般法華村 | | | |

北海道告示第30号

留萌開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成14年1月11日

- | | | | | | |
|------|------|---------------------|-------|---|----|
| 1(1) | 作業種類 | 公共測量（3、4級基準点測量） | 北海道知事 | 堀 | 達也 |
| (2) | 作業期間 | 平成13年7月13日から10月4日まで | | | |
| (3) | 作業地域 | 天塩町 | | | |

- | | | | | | |
|------|------|----------------------|--|--|--|
| 2(1) | 作業種類 | 公共測量（3、4級基準点測量） | | | |
| (2) | 作業期間 | 平成13年7月13日から10月22日まで | | | |
| (3) | 作業地域 | 増毛町 | | | |

- | | | | | | |
|------|------|----------------------|--|--|--|
| 3(1) | 作業種類 | 公共測量（3、4級基準点測量） | | | |
| (2) | 作業期間 | 平成13年7月27日から10月25日まで | | | |
| (3) | 作業地域 | 苫前町 | | | |

- | | | | | | |
|------|------|----------------------|--|--|--|
| 4(1) | 作業種類 | 公共測量（3、4級基準点測量） | | | |
| (2) | 作業期間 | 平成13年8月10日から10月29日まで | | | |
| (3) | 作業地域 | 苫前町 | | | |

- | | | | | | |
|------|------|----------------------|--|--|--|
| 5(1) | 作業種類 | 公共測量（3、4級基準点測量） | | | |
| (2) | 作業期間 | 平成13年7月13日から11月19日まで | | | |
| (3) | 作業地域 | 天塩町、幌延町 | | | |

- | | | | | | |
|------|------|---------------------|--|--|--|
| 6(1) | 作業種類 | 公共測量（3、4級基準点測量） | | | |
| (2) | 作業期間 | 平成13年8月3日から11月30日まで | | | |

- (3) 作業地域 天塩町、幌延町

北海道告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年1月11日

北海道知事 堀 達也

- | | | |
|---|-------|-------|
| 1 | 道路の種類 | 道道 |
| 2 | 路線名 | 雨竜旭川線 |
| 3 | 道路の区域 | |

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
---	---	--------	-------	----	-----------

上川郡鷹栖町5817番1地先	前	10.81mから	784.42m	—	
から上川郡鷹栖町3416番2		26.74mまで			
地先まで	後	10.81mから	784.42m	—	
	後	26.74mまで			
		19.70mから	790.00m	—	
	後	62.39mまで			

北海道告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年1月11日

北海道知事 堀 達也

路	線	名	供	用	開	始	の	区	間	供用開始の期日
道道	丹羽	今金線	瀬棚郡	今金町	字今金299番6（道道八雲今金線	交点）	地先から瀬棚郡今金町	字今金474番9（一般国道230号交点）	地先まで	平成14. 1.11

北海道告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年1月11日	北海道知事 堀 達 也
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
道路 美深雄武線	中川郡美深町字仁字布506番1地先から 中川郡美深町字仁字布506番1地先まで

北海道告示第34号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年1月11日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類	道路	間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所	路 線 名	区					
美 深 名 寄 線	名寄市字大橋88番2地先から 名寄市西4条北4丁目9番地先（一般国道40号交点）まで		前	21.82mから 21.82mまで	1,158.63m	一般国道40号における 60.73mの間	北海道旭川土木現業所
			前	22.00mから 36.14mまで	1,158.63m	一般国道40号における 60.73mの間	
			後	22.00mから 36.14mまで	1,158.63m	一般国道40号における 60.73mの間	
美 深 雄 武 線	中川郡美深町字仁字布267番3（河川敷地）地先から 中川郡美深町字仁字布739番1地先まで		前	17.00mから 28.50mまで	1,255.00m	—	同
			前	18.50mから 29.50mまで	1,255.00m	—	
			後	18.50mから 29.50mまで	1,255.00m	—	
清 水 大 樹 線	帯広市中島町東3線130番13地先から 帯広市中島町76番1地先まで		前	15.50mから 58.00mまで	900.00m	—	北海道帯広土木現業所
			後	18.50mから 76.50mまで	857.50m	—	
			前	11.00mから 34.50mまで	832.45m	—	同
			後	17.50mから 39.50mまで	832.45m	—	
幕 別 大 樹 線	広尾郡忠類村字元忠類98番地先から 広尾郡忠類村字元忠類15番地先まで		前	14.50mから 16.00mまで	428.00m	—	同
			後	14.50mから 24.08mまで	428.00m	—	

北海道告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年1月11日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 東山富良野停車場線
- 3 道路の区域 区

変更前後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間

富良野市字下フヲノ1069番 10.90mから 456.00m
246地先から富良野市字下 10.90mまで
フヲノ1067番111地先（道路敷地）まで 16.50mから 454.15m
24.50mまで

後 17.20mから 454.15m
26.50mまで

富良野市字下フヲノ1067番 10.90mから 589.50m
79地先（道路敷地）から富 10.90mまで
良野市字下フヲノ1067番88 18.02mから
地先まで 50.50mまで

後 16.30mから 541.04m
50.50mまで

後 21.30mから 541.04m
51.35mまで

富良野市字下フヲノ1067番 10.90mから 715.00m
88地先から富良野市字下フ 10.90mまで
ヲノ1072番977地先まで 15.00mから 704.81m
41.00mまで

後 15.79mから 704.81m
41.00mまで

北海道告示第36号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成14年1月11日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 免許の年月日 平成13年12月26日

(2) 免許を受けた者

ア 名 称 北海道
イ 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
ウ 代表者の氏名 北海道知事 堀 達也

(3) 埋 立 区 域

ア 位 置 上磯郡知内町字涌元40番2、43番2及び43番7地先の公有水面
イ 区 域 次のNo.1の地点からNo.4の地点までを順次に結んだ線及びNo.1の地点とNo.4の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

涌元漁港原点（北緯41度33分26秒1489、東経140度26分12秒7682
X＝－271.286.000、Y＝15.587.000）から方向角333度16分44秒
の方向164.71mの地点

No.2の地点 No.1の地点から方向角330度57分36秒の方向19.50mの地点
No.3の地点 No.2の地点から方向角60度59分13秒の方向45.01mの地点
No.4の地点 No.3の地点から方向角150度59分15秒の方向19.50mの地点

ウ 面 積 877.71m²

(4) 埋立てに関する工事の施行区域
ア 位 置 上磯郡知内町字涌元40番2、43番2及び43番7地先
イ 区 域 次のアの地点からトの地点までを順次に結んだ線及びアの地点と

トの地点とを結んだ線によって囲まれた区域

涌元漁港原点（北緯41度33分26秒1489、東経140度26分12秒7682
X＝－271.286.000、Y＝15.587.000）から方向角333度21分50秒
の方向158.86mの地点

アの地点 No.1の地点から方向角330度57分49秒の方向5.84mの地点
イの地点 No.2の地点から方向角330度57分36秒の方向19.50mの地点

ウの地点 No.3の地点から方向角330度58分02秒の方向3.04mの地点

エの地点 No.4の地点から方向角38度12分21秒の方向5.43mの地点

オの地点 No.5の地点から方向角44度16分56秒の方向4.17mの地点

カの地点 No.6の地点から方向角60度02分18秒の方向6.00mの地点

キの地点 No.7の地点から方向角58度07分28秒の方向10.01mの地点

クの地点 No.8の地点から方向角58度07分21秒の方向10.01mの地点

ケの地点 No.9の地点から方向角56度35分56秒の方向10.02mの地点

コの地点 No.10の地点から方向角57度04分02秒の方向8.77mの地点

サの地点 No.11の地点から方向角150度46分16秒の方向13.50mの地点

第1330号

北海道公報

北海

アの地点	シの地点から方向角152度42分28秒の方向10.00mの地点
セの地点	スの地点から方向角152度05分20秒の方向13.00mの地点
ソの地点	セの地点から方向角242度22分45秒の方向8.25mの地点
タの地点	ソの地点から方向角244度24分44秒の方向5.00mの地点
チの地点	タの地点から方向角247度50分07秒の方向5.03mの地点
ツの地点	チの地点から方向角245度33分29秒の方向10.03mの地点
テの地点	ツの地点から方向角243度51分17秒の方向10.01mの地点
トの地点	テの地点から方向角240度59分26秒の方向8.75mの地点
ウ 面積	1,780.03㎡ 漁港施設用地
(5) 埋立地の用途	
2(1) 免許の年月日	平成13年12月28日
(2) 免許を受けた者	
ア 名称	北海道
イ 住所	札幌市中央区北3条西6丁目
ウ 代表者の氏名	北海道知事 堀 達也
(3) 埋立区域	
ア 位置	礼文郡礼文町大字香深村宇エコキナイ19番4及び19番6地先の公有水面
イ 区域	次の㉑の地点から㉓の地点までを順次に結んだ線、㉓の地点と㉑—1の地点とを結んだ線、㉑—1の地点と㉒の地点とを結んだ線、㉒の地点と㉑の地点とを結んだ線及び㉑の地点と㉒の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 図根点S 57—49 (X = -164.736.678、Y = -93.332.159 北緯45度20分29秒5085、東経141度03分32秒1317) から方向角192度00分26秒の方向1.376.31mの地点
㉑の地点	㉑の地点
㉒の地点	㉒の地点
㉓の地点	㉓の地点
㉑—1の地点	㉑—1の地点
㉒—1の地点	㉒—1の地点
㉓—1の地点	㉓—1の地点

②の地点	③の地点から方向角322度30分02秒の方向13.00mの地点
ウ 面 積	519.15㎡
(5) 埋立地の用途	船揚場用地
3(1) 免許の年月日	平成13年12月28日
(2) 免許を受けた者	
ア 名 称	北海道
イ 住 所	札幌市中央区北3条西6丁目
ウ 代表者の氏名	北海道知事 堀 達也
(3) 埋立区域	
ア 位 置	枝幸郡枝幸町音標214番5、262番5、7928番、8007番、8008番及び8029番地先の公有水面
イ 区 域	次の1の地点から21の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と21の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 音標漁港原点 (X＝78,575.41、Y＝45,274.17) から方向角258度15分42秒の方向215.87mの地点
1の地点	
2の地点	1の地点から方向角215度53分54秒の方向99.40mの地点
3の地点	2の地点から方向角125度53分55秒の方向47.60mの地点
4の地点	3の地点から方向角215度50分35秒の方向14.39mの地点
5の地点	4の地点から方向角305度48分52秒の方向50.05mの地点
6の地点	5の地点から方向角35度52分23秒の方向4.36mの地点
7の地点	6の地点から方向角306度52分12秒の方向0.70mの地点
8の地点	7の地点から方向角35度48分15秒の方向10.00mの地点
9の地点	8の地点から方向角305度40分35秒の方向2.40mの地点
10の地点	9の地点から方向角215度48分15秒の方向10.00mの地点
11の地点	10の地点から方向角308度39分35秒の方向0.06mの地点
12の地点	11の地点から方向角215度50分28秒の方向77.51mの地点
13の地点	12の地点から方向角279度33分22秒の方向9.03mの地点
14の地点	13の地点から方向角215度48分03秒の方向10.68mの地点
15の地点	14の地点から方向角281度40分24秒の方向40.68mの地点
16の地点	15の地点から方向角279度20分05秒の方向51.43mの地点
17の地点	16の地点から方向角35度53分55秒の方向142.00mの地点
18の地点	17の地点から方向角125度53分59秒の方向6.00mの地点
19の地点	18の地点から方向角215度53分55秒の方向17.00mの地点
20の地点	19の地点から方向角125度53分53秒の方向80.00mの地点

21の地点	20の地点から方向角35度55分54秒の方向116.40mの地点
ウ 面 積	11,262.14㎡ (海浜地盛土 491.00㎡)
(4) 埋立てに関する工事の施行区域	
ア 位 置	枝幸郡枝幸町音標214番5、262番5、7292番、7928番、8008番、8029番、8162番及び8163番地先並びに8008番
イ 区 域	
区域A	次のイの地点からツの地点までを順次に結んだ線及びイの地点とツの地点とを結んだ線によって囲まれた区域 音標漁港原点 (X＝78,575.41、Y＝45,274.17) から方向角258度10分00秒の方向212.84mの地点
イの地点	
ロの地点	イの地点から方向角215度53分56秒の方向96.10mの地点
ハの地点	ロの地点から方向角125度53分54秒の方向45.29mの地点
ニの地点	ハの地点から方向角215度50分39秒の方向43.30mの地点
ホの地点	ニの地点から方向角305度50分34秒の方向53.21mの地点
ヘの地点	ホの地点から方向角215度50分26秒の方向64.50mの地点
トの地点	ヘの地点から方向角280度31分54秒の方向50.66mの地点
チの地点	トの地点から方向角188度11分04秒の方向10.69mの地点
リの地点	チの地点から方向角278度06分02秒の方向71.18mの地点
ヌの地点	リの地点から方向角35度53分54秒の方向170.64mの地点
ルの地点	ヌの地点から方向角125度53分55秒の方向14.30mの地点
ヲの地点	ルの地点から方向角35度53分55秒の方向17.00mの地点
ヅの地点	ヲの地点から方向角89度01分42秒の方向25.00mの地点
カの地点	ヅの地点から方向角53度20分45秒の方向36.68mの地点
ヨの地点	カの地点から方向角84度06分54秒の方向63.03mの地点
タの地点	ヨの地点から方向角125度53分41秒の方向12.70mの地点
シの地点	タの地点から方向角215度54分28秒の方向12.60mの地点
ソの地点	シの地点から方向角125度53分40秒の方向4.49mの地点
ツの地点	ソの地点から方向角35度54分26秒の方向2.00mの地点
区域B	次のIの地点からMの地点までを順次に結んだ線及びIの地点とMの地点とを結んだ線によって囲まれた区域 音標漁港原点 (X＝78,575.41、Y＝45,274.17) から方向角293度21分57秒の方向129.94mの地点
Iの地点	
Jの地点	Iの地点から方向角216度08分50秒の方向56.75mの地点
Kの地点	Jの地点から方向角246度14分12秒の方向38.34mの地点
Lの地点	Kの地点から方向角306度09分40秒の方向14.60mの地点

Ｍの地点	Ｌの地点から方向角36度08分44秒の方向53.10 mの地点
区域Ｃ	次のＡの地点とＥの地点とを結んだ線、Ｅの地点からＨの地点までを順次に結んだ線及びＡの地点とＨの地点とを結んだ線によって囲まれた区域
Ａの地点	音標漁港原点（ $X=78,575.41$ 、 $Y=45,274.17$ ）から方向角325度12分57秒の方向134.08 mの地点
Ｅの地点	Ａの地点から方向角216度08分48秒の方向40.00 mの地点
Ｆの地点	Ｅの地点から方向角306度08分48秒の方向55.00 mの地点
Ｇの地点	Ｆの地点から方向角36度08分50秒の方向50.00 mの地点
Ｈの地点	Ｇの地点から方向角138度40分31秒の方向46.09 mの地点
区域Ｄ	次のＡの地点からＤの地点までを順次に結んだ線及びＡの地点とＤの地点とを結んだ線によって囲まれた区域
Ａの地点	音標漁港原点（ $X=78,575.41$ 、 $Y=45,274.17$ ）から方向角325度12分57秒の方向134.08 mの地点
Ｂの地点	Ａの地点から方向角36度12分52秒の方向25.00 mの地点
Ｃの地点	Ｂの地点から方向角125度49分36秒の方向68.63 mの地点
Ｄの地点	Ｃの地点から方向角216度26分39秒の方向25.00 mの地点
ウ 面 積	区域Ａ 24,242.98㎡ 区域Ｂ 2,100.49㎡ 区域Ｃ 2,424.98㎡ 区域Ｄ 1,714.61㎡ 計 30,483.06㎡
(5) 埋立地の用途	漁港施設用地

北海道告示第37号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年 1月11日

3後志檜山沿岸海岸保全区域の表後志檜山沿岸の17積丹海岸の積丹町の項海岸保全区域の欄の4の事項を次のとおり改める。

4 神岬地区海岸の次の基点1から基点12までの各点を順次に結ぶ線、基点1と補点Aとを結ぶ線、補点Aから補点Eまでの各点を順次に結ぶ線及び基点12と補点Eとを結ぶ線に囲まれた区域

基点1	座標値 $X=-76,215.413$ $Y=9,230.828$ の地点
基点2	基点1から方向角331度11分37秒の方向7.23メートルの地点
基点3	基点2から方向角301度02分33秒の方向14.84メートルの地点
基点4	基点3から方向角276度55分04秒の方向4.28メートルの地点
基点5	基点4から方向角324度47分47秒の方向4.34メートルの地点
基点6	基点5から方向角299度33分28秒の方向21.20メートルの地点
基点7	基点6から方向角317度28分20秒の方向29.27メートルの地点
基点8	基点7から方向角337度28分25秒の方向2.40メートルの地点
基点9	基点8から方向角315度02分35秒の方向21.59メートルの地点
基点10	基点9から方向角336度37分10秒の方向39.21メートルの地点
基点11	基点10から方向角341度28分40秒の方向21.98メートルの地点
基点12	基点11から方向角342度17分24秒の方向41.79メートルの地点
補点A	基点1から方向角208度02分27秒の方向70.00メートルの地点
補点B	補点Aから方向角291度02分23秒の方向50.00メートルの地点
補点C	補点Bから方向角322度02分30秒の方向100.00メートルの地点
補点D	補点Cから方向角339度24分00秒の方向70.00メートルの地点
補点E	補点Dから方向角342度21分26秒の方向48.48メートルの地点

北海道告示第38号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年 1月11日

北海道知事 堀 達 也

9日高胆振沿岸海岸保全区域の表日高胆振沿岸の10白老海岸の白老町の項海岸保全区域の欄の4の事項を次のとおり改める。

4 竹浦及び虎杖浜地区海岸の次の基点①から基点⑨までの各点を順次に結ぶ線、基点⑨から町道沿いに基点⑩まで引いた線、基点①と補点Aとを結ぶ線、補点Aから補点Hまでの各点を順次に結ぶ線及び基点⑩と補点Hとを結ぶ線に囲まれた区域

基点① 座標値 $X=-168,041.40$ $Y=-81,605.30$ の地点

基点② 基点①から方向角235度35分28秒の方向57.47メートルの地点

基点③ 基点②から方向角226度13分18秒の方向390.39メートルの地点

基点④ 基点③から方向角227度20分29秒の方向461.50メートルの地点

基点⑤ 基点④から方向角235度57分30秒の方向342.13メートルの地点

基点⑥ 基点⑤から方向角226度02分31秒の方向244.20メートルの地点

改正する。		
平成14年1月11日	北海道知事 堀 達 也	
農政所管の事項に次の2項を加える。		
115	北海道アグリビジネス緊急支援事業	
116	食肉処理施設整備事業	
公 報		
北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づき知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。		
平成14年1月11日	北海道知事 堀 達 也	
北海道社会貢献賞		
市（区）町村名	氏 名 又 は 団 体 名	功 績 の 内 容
月 形 町	赤 川 1 町 内 会	道 路 愛 護 事 業 功 労
鹿 追 町	クテクワシゆうほ村	河 川 愛 護 事 業 功 労
稚 内 市	加 藤 一 弘	住 宅 都 市 功 労
厚 岸 町	志 田 敏 雄	同
森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、平成13年12月28日付けで、留萌及び釧路根室の2森林計画区に係る地域森林計画を別冊のとおり決定した。		
「別冊」は省略し、その別冊は、北海道水産林務部森林計画課、関係支庁経済部林務課、関係林業指導事務所及び関係道有林管理センターにおいて一般の縦覧に供する。		
平成14年1月11日	北海道知事 堀 達 也	
北海道告示第39号		
過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第15条第1項の規定による公共下水道の工事の一部を次のとおり完了した。		
平成14年1月11日	北海道知事 堀 達 也	
1	公共下水道の名称	白滝村特定環境保全公共下水道
2	工事内容及び工事の区域又は区間	幹線管渠 [※] 紋別郡白滝村字白滝542番地地先から87番地の2まで
3	工事の完了の日	平成13年12月21日
北海道告示第40号		
平成9年北海道告示第1274号（補助金等の交付に関する権限の委任）の一部を次のように		

道立中央水産試験場告示

北海道立中央水産試験場告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年 1月11日

北海道立中央水産試験場長 小 池 幹 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
試験調査船おやしお丸上架修理工事一式
- 2 落札を決定した日
平成13年12月 6日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 榑崎造船株式会社 代表取締役社長 小林 俊治
(2) 住 所 室蘭市築地町135番
- 4 落札金額
47,775,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成13年北海道立中央水産試験場告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道立中央水産試験場総務部総務課
(2) 所在地 北海道余市郡余市町浜中町238番地

道立稚内水産試験場告示

北海道立稚内水産試験場告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年 1月11日

北海道立稚内水産試験場長 山 崎 宏

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
試験調査船北洋丸上架修理工事一式
- 2 落札を決定した日
平成13年12月 5日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 稚内港湾施設株式会社 代表取締役 米倉 弘

(2) 住 所 稚内市末広1丁目1番34号

4 落札金額

37,775,430円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道立稚内水産試験場企画総務部

(2) 所在地 北海道稚内市末広4丁目5番15号

道教育庁網走教育局告示

北海道教育庁網走教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年 1月11日

北海道教育庁網走教育局長 高 澤 正 良

1 落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たり単価）

(1) 物品等の名称

パーソナルコンピュータの賃貸借 2 式

(2) 物品等の数量

32台×2校（普通科）

2 落札を決定した日

平成13年11月29日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 日通商事株式会社 代表取締役社長 橋本 章

(2) 住 所 東京都千代田区外神田3丁目12番9号

4 落札金額

346,500円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成13年北海道教育庁網走教育局告示第4号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課 (2) 所在地 北海道網走市北7条西3丁目	
道教育庁十勝教育局告示	
北海道教育庁十勝教育局告示第1号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成14年1月11日 北海道教育庁十勝教育局長 白 野 寛 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品 (カーテン類) カーテンなど193点 (2) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品 (機械類) 除雪機など4点 (3) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品 (工具類) 脚立など26点 (4) 北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品 (カーテン類) カーテンなど67点 (5) 北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品 (会議用具類) 折り畳式椅子など60点 2 落札を決定した日 平成13年11月29日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品 (カーテン類) ア 氏 名 (株) ハナオカ 代表取締役 花 岡 啓 治 イ 住 所 帯広市西4条南37丁目1番5号 (2) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品 (機械類) ア 氏 名 ホクトヤンマー (株) 代表取締役 林 勝次郎 イ 住 所 江別市工業町10番地6 (3) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品 (工具類) ア 氏 名 (有) 村上金物店 代表取締役 村 上 正 次 イ 住 所 帯広市大通南9丁目5番地 (4) 北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品 (カーテン類)	
ア 氏 名 (株) ハナオカ 代表取締役 花 岡 啓 治 イ 住 所 帯広市西4条南37丁目1番5号 (5) 北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品 (会議用具類) ア 氏 名 (株) カネタ 代表取締役 金 田 和 男 イ 住 所 帯広市西7条南1丁目9番地 4 落札金額 (1) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品 (カーテン類) 1,480,000円 (2) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品 (機械類) 3,050,000円 (3) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品 (工具類) 437,585円 (4) 北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品 (カーテン類) 640,000円 (5) 北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品 (会議用具類) 380,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成13年北海道教育庁十勝教育局告示第8号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 (2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目	
北海道教育庁十勝教育局告示第2号 次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成14年1月11日 北海道教育庁十勝教育局長 白 野 寛 1(1) 入札に付する事項 ア 調達をする物品等の名称及び数量 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品購入 (事務器・電気類) 事務用机など14品目 33点 イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。	

ウ エ (2) ア イ (3) (4) ア ウ エ (5) ア イ (6) ア イ (7) (8) (9)	納 入 期 日	平成14年3月11日 (月)
	納 入 場 所	北海道帯広柏葉高等学校 (北海道帯広市東5条南2丁目)
	入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。	
	ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。	
	イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	
	(3) 契約条項を示す場所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課	
	(4) 入札執行の場所及び日時 ア 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁4階 十勝教育局会議室 (郵送による場合は、郵便番号 080-0803 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課)	
	イ 入 札 日 時 平成14年2月5日 (火) 午前10時 (郵送による場合は、平成14年2月4日までに必着のこと。)	
	ウ 開 札 場 所 アに同じ。	
	エ 開 札 日 時 イに同じ。	
イ ア (5) ア イ (6) ア イ (7) (8) (9)	(5) 入 札 保 証 金 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。)) 相当額を含む。) の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。	
	イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の7及び北海道財務規則 (昭和45年北海道財務規則第30号。以下「財務規則」という。) 第147条から第150条までの定めるところによる。	
	(6) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交 付 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課	
	イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。	
	(7) 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。	
	(8) 契約書作成の要否	
	(9) そ の 他	
	ア 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
	イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
	(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。	
ウ (7) (4) エ オ カ キ (10) A. 1 2 14 items, B. 10 : 00 A. M C. Accounting Education, Higashi 3, Hokkaido, Phone : 0155	ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (7) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 (4) 所 在 地 郵便番号 080-0803 北海道帯広市東3条南3丁目 電話番号 0155-24-3111 内線 3117	
	エ 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨	
	オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。	
	カ この入札の執行は、公開する。	
	キ 詳細は、入札説明書による。	
	(10) Summary A. Nature and quantity of the products to be procured :	
	1 Nature Office desk and others	
	2 Quantity 14 items, 33 units	
	B. Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M February 5, 2002	
	C. Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Board of Education. Higashi 3, Minami 3, Obihiro-shi, Hokkaido, 080-0803, Japan Phone : 0155-24-3111 Ext. 3117	

(2) 入札に付する事項 ア 調達をする物品等の名称及び数量 北海道帯広柏葉高等学校舎改築（体育館）に係る物品購入（設備類） ガス台など5品目 5点 入札説明書及び要求仕様書による。 イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 ウ 納 入 期 日 平成14年3月11日（月） エ 納 入 場 所 北海道帯広柏葉高等学校（北海道帯広市東5条南2丁目） (2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。 イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 契約条項を示す場所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 (4) 入札執行の場所及び日時 ア 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁4階 十勝教育局会議室（郵送による場合は、郵便番号 080-0803 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課） イ 入 札 日 時 平成14年2月5日（火） 午前10時（郵送による場合は、平成14年2月4日までに必着のこと。） ウ 開 札 場 所 アに同じ。 エ 開 札 日 時 イに同じ。 (5) 入 札 保 証 金 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。 (6) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交 付 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。 (7) 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。	(8) 契約書作成の要否 要 (9) そ の 他 ア 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い (ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (ア) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 (イ) 所 在 地 郵便番号 080-0803 北海道帯広市東3条南3丁目 電話番号 0155-24-3111 内線 3117 エ 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 カ この入札の執行は、公開する。 キ 詳細は、入札説明書による。 (10) Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : 1 Nature Gas table and others 2 Quantity 5 items, 5 units B. Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M February 5, 2002 C. Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Board of Education. Higashi 3, Minami 3, Obihiro-shi,
--	---

Hokkaido, 080-0803, Japan
Phone : 0155-24-3111 Ext. 3117

3(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

北海道帯広柏葉高等学校舎改築 (体育館) に係る物品購入 (体育館掃除用具類)

モップなど6品目 31点

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

ウ 納 入 期 日 平成14年3月11日 (月)

エ 納 入 場 所 北海道帯広柏葉高等学校 (北海道帯広市東5条南2丁目)

(2) 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 契約条項を示す場所

北海道帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(4) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁4階 十勝教

育局会議室 (郵送による場合は、郵便番号 080-0803 北海

道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務

課)

イ 入 札 日 時 平成14年2月5日 (火) 午前10時 (郵送による場合は、平

成14年2月4日までに必着のこと。)

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(5) 入 札 保 証 金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税等相当額を含
む。) の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の7及び財務

規則第147条から第150条までの定めるところによる。

(6) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁十勝教育局企画総務課

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(7) 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格を
もって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) そ の 他

ア 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条
各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効と
する。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当
する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を
切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に
係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事
業者であるかを申し出ること。

ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(7) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(4) 所 在 地 郵便番号 080-0803 北海道帯広市東3条南3丁目

電話番号 0155-24-3111 内線 3117

エ 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

カ この入札の執行は、公開する。

キ 詳細は、入札説明書による。

(10) Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

1 Nature

Mop and others

2 Quantity

6 items, 31 units

B. Bid tendering date and time :

10 : 00 A. M February 5,2002

C. Contact :

Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Board of Education.
Higashi 3, Minami 3, Obihiro-shi,
Hokkaido, 080-0803, Japan
Phone : 0155-24-3111 Ext. 3117

4(1) 入札に付する事項

- ア 調達をする物品等の名称及び数量
北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品購入 (体育器具等)
得点板など32品目 96点
- イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- ウ 納 入 期 日 平成14年3月11日 (月)
- エ 納 入 場 所 北海道帯広柏葉高等学校 (北海道帯広市東5条南2丁目)
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 契約条項を示す場所
北海道帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局企画総務課
- (4) 入札執行の場所及び日時
- ア 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁4階 十勝教育局会議室 (郵送による場合は、郵便番号 080-0803 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課)
- イ 入 札 日 時 平成14年2月5日 (火) 午前10時 (郵送による場合は、平成14年2月4日までに必着のこと。)
- ウ 開 札 場 所 アに同じ。
- エ 開 札 日 時 イに同じ。
- (5) 入 札 保 証 金
- ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税等相当額を含む。) の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。
- (6) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁十勝教育局企画総務課

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(7) 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

(9) そ の 他

ア 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(7) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(4) 所 在 地 郵便番号 080-0803 北海道帯広市東3条南3丁目

電話番号 0155-24-3111 内線 3117

エ 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

カ この入札の執行は、公開する。

キ 詳細は、入札説明書による。

(10) Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

1 Nature

Score board and others

2 Quantity

32 items, 96 units

B. Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M February 5, 2002 C. Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Board of Education. Higashi 3, Minami 3, Obihiro-shi, Hokkaido, 080-0803, Japan Phone : 0155-24-3111 Ext. 3117	む。) の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。 (6) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交 付 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。 (7) 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。 (8) 契約書作成の要否 (9) そ の 他 ア 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (7) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 (4) 所 在 地 郵便番号 080－0803 北海道帯広市東3条南3丁目 電話番号 0155－24－3111 内線 3117 エ 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 カ この入札の執行は、公開する。 キ 詳細は、入札説明書による。
5(1) 入札に付する事項 ア 調達をする物品等の名称及び数量 北海道鹿追高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品購入 (体育運動器具類) 得点板など13品目 30点 イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 ウ 納 入 期 日 平成14年3月27日 (水) エ 納 入 場 所 北海道鹿追高等学校 (北海道河東郡鹿追町西町1丁目8番地) (2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。 イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 契約条項を示す場所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 (4) 入札執行の場所及び日時 ア 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁4階 十勝教育局会議室 (郵送による場合は、郵便番号 080－0803 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課) イ 入 札 日 時 平成14年2月5日 (火) 午前10時 (郵送による場合は、平成14年2月4日までに必着のこと。) ウ 開 札 場 所 アに同じ。 エ 開 札 日 時 イに同じ。 (5) 入 札 保 証 金 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税等相当額を含む。) の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。 (6) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交 付 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。 (7) 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。 (8) 契約書作成の要否 (9) そ の 他 ア 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (7) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 (4) 所 在 地 郵便番号 080－0803 北海道帯広市東3条南3丁目 電話番号 0155－24－3111 内線 3117 エ 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 カ この入札の執行は、公開する。 キ 詳細は、入札説明書による。	(10) Summary A. Nature and quantity of the products to be procured :

平成十四年二月十一日 金曜日

カ この入札の執行は、公開する。
キ 詳細は、入札説明書による。

(10) Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

1 Nature

Oil heater

2 Quantity

3 units

B. Bid tendering date and time :

10 : 00 A. M February 5, 2002

C. Contact :

Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Board of Education.

Higashi 3, Minami 3, Obihiro-shi,

Hokkaido, 080-0803, Japan

Phone : 0155-24-3111 Ext. 3117

7(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

北海道帯広農業高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品購入 (体育器具類)

得点板など18品目 82点

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

ウ 納 入 期 日 平成14年3月22日 (金)

エ 納 入 場 所 北海道帯広農業高等学校 (北海道帯広市稲田町西 1 線 9 番地)

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 契約条項を示す場所

北海道帯広市東 3 条南 3 丁目

北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(4) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目 北海道十勝支庁 4 階 十勝教

育局会議室 (郵送による場合は、郵便番号 080—0803 北海

道帯広市東 3 条南 3 丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課)

イ 入 札 日 時 平成14年2月5日 (火) 午前10時 (郵送による場合は、平成14年2月4日までに必着のこと。)

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(5) 入 札 保 証 金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税等相当額を含む。) の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

(6) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目

北海道教育庁十勝教育局企画総務課

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(7) 落 札 者 の 決 定 方 法

財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。

(8) 契 約 書 作 成 の 要 否

要

(9) そ の 他

ア 開札の時において、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(7) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(4) 所 在 地 郵便番号 080—0803 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目

電話番号 0155-24-3111 内線 3117

エ 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

カ この入札の執行は、公開する。

キ 詳細は、入札説明書による。

(10) Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

1 Nature

Score board and others

2 Quantity

18 items, 82 units

B. Bid tendering date and time :

10 : 00 A. M February 5, 2002

C. Contact :

Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Board of Education.

Higashi 3, Minami 3, Obihiro-shi,

Hokkaido, 080-0803, Japan

Phone : 0155-24-3111 Ext. 3117

8(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

北海道帯広農業高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品購入 (施設管理等用品類)

キーボックスなど13品目 22点

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

ウ 納 入 期 日 平成14年3月22日 (金)

エ 納 入 場 所 北海道帯広農業高等学校 (北海道帯広市稲田町西 1 線 9 番地)

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 契約条項を示す場所

北海道帯広市東 3 条南 3 丁目

北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(4) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目 北海道十勝支庁 4 階 十勝教

育局会議室 (郵送による場合は、郵便番号 080-0803 北海

道帯広市東 3 条南 3 丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務

課)

イ 入 札 日 時 平成14年2月5日 (火) 午前10時 (郵送による場合は、平

成14年2月4日までに必着のこと。)

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(5) 入 札 保 証 金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税等相当額を含む。) の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

(6) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目

北海道教育庁十勝教育局企画総務課

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(7) 落札者の決定方法

財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) そ の 他

ア 開札の時において、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事

業者であるかを申し出ること。

ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(イ) 所 在 地 郵便番号 080－0803 北海道帯広市東3条南3丁目

電話番号 0155－24－3111 内線 3117

エ 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

カ この入札の執行は、公開する。

キ 詳細は、入札説明書による。

(10) Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

1 Nature

Key box and others

2 Quantity

13 items, 22 units

B. Bid tendering date and time :

10 : 00 A. M February 5, 2002

C. Contact :

Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of

Education, Hokkaido Board of Education.

Higashi 3, Minami 3, Obihiro-shi,

Hokkaido, 080-0803, Japan

Phone : 0155-24-3111 Ext. 3117

道教育庁釧路教育局告示

北海道教育庁釧路教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年 1月11日

北海道教育庁釧路教育局長 西 村 守

1 落札に係る物品等の名称及び数量

パソコン用コンピュータ 1式 32台×1校 (普通科)

パソコン用コンピュータ 1式 7台×1校 (豊学校)

(1月当たり単価)

2 落札を決定した日

平成13年11月28日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 松下リース・クレジット株式会社 代表取締役 宮井 淳治

(2) 住 所 大阪市中央区高麗橋1丁目6番6号

4 落札金額

214,830円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成13年北海道教育庁釧路教育局告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局企画総務課

(2) 所在地 北海道釧路市浦見2丁目1番1号

投票券印刷委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第12条第1項の規定に基づき政治団体の収入及び支出に関する報告書について、自由民主党北海道札幌市清田区第一支部の会計責任者 櫻修二 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成13年北海道選挙管理委員会告示第141号) の一部を次のとおり訂正する。

平成14年 1月11日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

「 (2) 寄附の内訳 (同一の者からの寄附で年間5万円を超えるもの)

政 党

政治団体の名称	寄附者の区分	寄 附 者 の 氏 名 ・ 名 称	金 額	住所・所在地
12年分		円		
事 務 局				
	個 人	佐 藤 進	120,000	同 豊平区
	法 人 他	(株) 柳 川 組	240,000	同

同	同	(株)ジャパンケアサー ビス	500,000	同	清田区
同	同	山 九 建 設 (株)	240,000	留辺蘂町	
同	同	パブリックコンサル タント(株)	300,000	札幌市中央区	

を、

「 (2) 寄附の内訳 (同一の者からの寄附で年間5万円を超えるもの)

政 党

政治団体の名称	寄附者の 区分	寄 附 者 の 氏 名 ・ 名 称 円	金 額	住所・所在地
12年分				
事 務 局				
自由民主党北海道札幌市清田区第一支部	個 人	佐 藤 進	120,000	同 豊平区
同	法 人 その他	(株) 柳 川 組	240,000	同
同	同	(株)ジャパンケアサー ビス	500,000	同 清田区
同	同	山 九 建 設 (株)	240,000	留辺蘂町
同	同	パブリックコンサル タント(株)	300,000	札幌市中央区
同	同	(株)エクスセルバス	120,000	同 清田区
同	同	東日本自動車タイヤ (株)	120,000	同
同	同	(株)マルコナルミ士 建	120,000	千歳市
同	同	(株) 協 栄 土 建	120,000	同
同	同	桜 井 鉄 工 (株)	120,000	札幌市清田区

「1. 収入及び支出のある団体

(1) 総 括 表

同	同	(株)太陽グループ	120,000	同	中央区
同	同	(株)シン技術コンサル	120,000	同	白石区
同	同	中 央 鉄 建 (株)	120,000	同	清田区
同	同	平 和 建 設 (株)	120,000	同	豊平区
同	同	美幌安全運送(株)	120,000	美幌町	
同	同	日本自動車流通サー ビス(株)	140,000	札幌市中央区	
同	同	医療法人井上病院	60,000	同	
同	同	寺町鉄筋工業(株)	100,000	同	清田区
同	同	新日本空調(株)	120,000	同	中央区
同	同	清 水 建 業 (株)	60,000	同	白石区
同	同	豊 建 設 工 業 (株)	120,000	同	南区
同	同	(株) 奥 村 組	120,000	同	中央区
同	同	山忠高島建設(株)	60,000	同	豊平区

に改める。

北海道選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第12条第1項の規定に基づき政治団体の収入及び支出に関する報告書について、自由民主党北海道苫小牧市第一支部の会計責任者 畠山 則繁 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成13年北海道選挙管理委員会告示第141号) の一部を次のとおり訂正する。

平成14年1月11日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

支 出 の 内 訳										資産等 の状況									
本部・支 部からの 交 付 金	その他の 収 入	経 常 経 費				政 治 活 動					その他の 計 (本部支部へ の交付金)								
		人 件 費	光熱水費	備 品 消耗品費	事務所費	計	組 織 選 挙 機 関 誌 紙 の 発 行 事 業 費	宣 伝 費	政治資金 ハーブナー	その他の 事業費		小 計	調 査 寄 附 経 費						
	</																		

に改める。

(2) 寄附の内訳 (同一の者からの寄附で年間5万円を超えるもの)
自由民主党北海道苫小牧市第一支部の12年分寄附の内訳中

政治団体の名称	寄附者の 区分	寄 附 者 の 氏 名 ・ 名 称	金 額	住所・所在地
同	同	社会福祉法人苫小牧 希望の里	300,000	同

を割り、

政治団体の名称	寄附者の 区分	寄 附 者 の 氏 名 ・ 名 称	金 額	住所・所在地
自由民主党北海道苫 小牧市第一支部	個 人	斉 藤 浩 一	300,000	苫小牧市

を加える。

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第2号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和60年国家公安委員会規則第4号) 第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第20条第4項の検定をいう。) を行つたので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成14年 1 月11日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

1	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区東二丁目23番3号 株式会社タイドー
	代表者の氏名	代表取締役 實田 久治
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	フイアーバーマシンDX
	製造業者名	株式会社タイドー
	型式試験番号	10057100
	検 定 年 月 日	平成14年 1 月11日
	検 定 番 号	第10057100号
2	検定の有効期間	公示の日 (平成14年 1 月11日) から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 ヤルホン工業株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 岸 勇夫
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CRスーパーフライングプレー
	製造業者名	ヤルホン工業株式会社
	型式試験番号	11051600
	検 定 年 月 日	平成14年 1 月11日

検 定 番 号	第11051600号
検定の有効期間	公示の日（平成14年1月11日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 新井 悠司
製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1
型式の分類	遊技機の種類
遊技機の区分	ぱちんこ遊技機
型 式 名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ C Rバリバリ猛レースJ
製造業者名	株式会社ニューギン
型式試験番号	10058200
検 定 年 月 日	平成14年1月11日
検 定 番 号	第10058200号
検定の有効期間	公示の日（平成14年1月11日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 Terlホン工業株式会社
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 岸 勇夫
製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地
型式の分類	遊技機の種類
遊技機の区分	ぱちんこ遊技機
型 式 名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ スーパーフレイズレーMVP
製造業者名	Terlホン工業株式会社
型式試験番号	11058700
検 定 年 月 日	平成14年1月11日
検 定 番 号	第11058700号
検定の有効期間	公示の日（平成14年1月11日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 毒島 秀行
製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1
型式の分類	遊技機の種類
遊技機の区分	ぱちんこ遊技機
型 式 名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ C RフイバーおとぎランドGP

概要	製造業者名	株式会社三共
	型式試験番号	10059400
検定年月日	平成14年1月11日	
検定番号	第10059400号	
検定の有効期間	公示の日（平成14年1月11日）から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共	
代表者の氏名	代表取締役 毒島 秀行	
製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1	
型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分 型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ フイバーおとぎランドDX
製造業者名	株式会社三共	
型式試験番号	10059500	
検定年月日	平成14年1月11日	
検定番号	第10059500号	
検定の有効期間	公示の日（平成14年1月11日）から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区台東三丁目6番13号 テクノコーション株式会社	
代表者の氏名	代表取締役 河田 節子	
製造又は検査を行 う事業所の所在地	栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚1458	
遊技機の種類	回胴式遊技機	
遊技機の区分 型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 ミコシ	
製造業者名	テクノコーション株式会社	
型式試験番号	14056000	
検定年月日	平成14年1月11日	
検定番号	第14056000号	
検定の有効期間	公示の日（平成14年1月11日）から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社エレコ	
代表者の氏名	代表取締役 小森富美雄	

8	製造又は検査を行 う事業所の所在地		鳥取県米子市和田町1343番地 栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
	型式の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	ダイナワールド	
	製造業者名	株式会社エレコ	
	型式試験番号	14055700	
	検 定 年 月 日	平成14年1月11日	
	検 定 番 号	第14055700号	
	検 定 の 有 効 期 間		
	公示の日（平成14年1月11日）から3年間		
9	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		沖縄県宜野湾市真志喜2丁目13番10号 株式会社メーシー販売
	代表者の氏名	代表取締役 別所 直綱	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		
	栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地		
	型式の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	CRポクポク坊主Z	
	製造業者名	株式会社メーシー販売	
	型式試験番号	10052900	
	検 定 年 月 日	平成14年1月11日	
10	検 定 番 号	第10052900号	
	検 定 の 有 効 期 間		
	公示の日（平成14年1月11日）から3年間		
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		
	愛知県名古屋市中村区鳴付町一丁目22番地 株式会社大一商会		
	代表者の氏名	代表取締役 市原 茂	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		
	愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
	型式の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号ロ	
	型式名	CRダイナマイ娘V	
	製造業者名	株式会社大一商会	
	型式試験番号	12058000	
	検 定 年 月 日	平成14年1月11日	
検 定 番 号		第12058000号	

検定の有効期間	公示の日（平成14年1月11日）から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共	
代表者の氏名	代表取締役 毒島 秀行	
製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1	
型式の種類	ぱちんこ遊技機	
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
型式名	CRフイーパードデカザウルスG17	
製造業者名	株式会社三共	
型式試験番号	10055300	
検 定 年 月 日	平成14年1月11日	
検 定 番 号	第10055300号	
検定の有効期間	公示の日（平成14年1月11日）から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区東二丁目23番3号 株式会社ダイドー	
代表者の氏名	代表取締役 實田 久治	
製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地	
型式の種類	回胴式遊技機	
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
型式名	フイーバーキングZ2	
製造業者名	株式会社ダイドー	
型式試験番号	14056700	
検 定 年 月 日	平成14年1月11日	
検 定 番 号	第14056700号	
検定の有効期間	公示の日（平成14年1月11日）から3年間	

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
印刷
部総
法務
制道
文書
会課
社道